

海外労働事情

イギリス①／「スーパー労組」創設をめぐる動き

二〇〇五年一月、英国の三大労組、Amicus（アミカス、組合員数約二〇〇万人）、GMB（全国都市一般労組、約七〇万人）、T & G（輸送一般労組、約八〇万人）は二〇〇七年一月までの統合を目指し、合併案を発表した。二六〇万人の組合員を擁する「スーパー労組」の出現がいよいよ現実味を帯びてきた。

合併のメリット

合併の推進役はT & Gのトニー・ウッドリー書記長とAmicusのデレク・シンブソン書記長の二人。合併によって、長年にわたる労組間の組合員獲得競争に終止符を打ち、競争に費やしてきた年間約二〇〇万ポンドの資金を組織化資金に充当できると強調する。

ウッドリー書記長は、T & Gの組織化戦略の成功を引き合いに、「合併後の新労組であれば年間一〇〇万ポンドの経費節減効果が得られ、少なくとも四〇〇人の地方オルガナイザーを現場に投入することが可能になる」と合併によるスケールメリットを強調した。さらに、「すそ野が広く経済の様々な分野で

活動するスーパー労組なら、労働者は転職しても組合員資格を維持することができる」ことを指摘。「加入率と残留率両方の押し上げにより年間一〇〇万人の新規組合員を加えることができる」と予測している。

また合併がもたらす国際的な影響について両書記長は、「合併は今後さらに国際的な広がりを持つだろう」と予想している。この考えの底流には、欧州全土、米国、あるいはさらに世界全体にまたがる労組が創設されるという確信があるようだ。

そうなれば、一つの組合で世界中の特定産業―自動車メーカーや鉄鋼メーカーなどに属するすべての雇用主に対処することができるようになる。ウッドリー書記長はすでに米国のSEIU（全米サービス従業員労組）と密に接触し、組合員を増やすためにSEIUの積極的な組織化手法を取り入れようとしていると言われる。

合併に対する不安も

しかし、すべての人が合併を支持しているわけではない。関係労組以外の労組リーダーたちは、スーパー労組が強大すぎる権力を持つことに懸念を抱いている。ナショナルセンターのTUC（労働組合会議）に与える

影響であれば、スーパー労組がTUCの全組合員の四〇％を占めることになるため、公務部門労組であるユニゾンと併せれば、二労組だけで議決票の約六〇％を保有することになり、二労組の意向だけで全体の方向性が決まってしまうかねない。

これらの懸念に対してシンブソン書記長は、三労組は政策問題ではすでに協調関係にあり、政府や経営者との折衝を有利に進めることで労働運動に成果をもたらすと強調している。また、ウッドリー書記長は、スーパー労組が労働党の議決に対して及ぼす影響が肥大化するのはという批判に対して、「四大労組を含む全関係労組をあわせても大会で過半数票を有しておらず、そもそも労組が支持した党の決定も、最近では政府に無視されることが多い」と反論する。さらに、組合が新規組合員の募集に成功すれば、労働党に対してより多くの関心を生む可能性があるとも言っている。

組合員拡大効果にも疑問の声

その一方で、スーパー労組は労働組合員組織化の長期的な衰退を覆すことには成功しないだろうと見る向きもある。TUCのブレンダン・パーパー書記長は年次総会でドイツの例を挙げ

「二〇〇一年に公共サービス労組（Verdi）が設立され、約三〇〇万人の組合員を擁するドイツ最大の労組となったが、四年後、組合員数は二五〇万人程度に減少した」と述べたほか、合併の協議は、定款、規則や複雑な内部構造の調整が避けられず行き詰ることが多いことも指摘し、慎重な姿勢を見せた。

この発言に対してウッドリー書記長は、「労組が拡大すれば効率改善を通じて、製造業などの斜陽産業で失った組合員の代わりとなる新規組合員を募集するための資金が得られる」と反論。加えて、「費用のかかる中央集権的な執行部が、地方のニーズの変化について行けていない。これが若い組合員に魅力をなくし、労組離れを加速させている原因」と硬直的な執行部の姿勢を批判した。

合併にいたるハードル

小規模労組からは、多種多様な労組の声や権利には関心が向けられなくなるのではという別の不満が聞こえてくる。これに対してシンブソン書記長は、「過去において大型労組の影響力は、自身の目的を推進するためだけに行使されてきたわけではなく、小規模な通信労組だけでは勝ち取れるはずのなかった英国郵政

非民営化など、小規模労組の主張を守るためにこそ影響力を発揮してきた」と反論している。

しかしこれまでに合意しているのは、新労組がTUCの傘下に入り、選挙で選ばれた組合員によって指導されるという基本原則のみで、交渉はまだ緒に付いたばかり。三労組の内部構造や財務上の規則は複雑に異なっており、合併を実現するために克服すべきハードルはまだ数多く残っている。とりわけ三人の書記長の内の誰が新労組の書記長になるかが注目されている。

（注）AEEU（合同機械電気工組合）とMSF（製造科学金融組合）の合併で誕生した統合労組

（国際研究部・主任調査員 天瀬光二）

イギリス②／大手スーパーマーケット・チェーンの反労組戦略が明らかに

英国の大型スーパーのシェアは、六割を大手五社が占めるなど極度の寡占状態にある。一九九九年、大量仕入れによる安値販売を武器とする米国ウォルマートの英国進出以降は、各社間の低価格競争が激化し、経営コストの削減が追求されてきた。そのような中、大手スーパーマーケット・チェーンの反労組的な経営方針が相次いで明らかにになり、行き過ぎたコスト削減

策への批判が高まっている。

反労組経営の内部文書が発覚

今回の動きは、二〇〇五年一月、チャリティ団体「貧困との戦い (War on Want)」が、スーパーマーケット業界二位であるアズダ・ウォルマートの内部文書「なし崩し戦略 (Chip Away Strategy 2005)」を入手したことに端を発している。同文書はアズダの管理職向けに作成されたものと見られ、職場委員が組合活動に割く時間を最小限に抑えるよう圧力をかけるなど、反労組経営の具体策が詳細に記載されていた。

アズダの親会社である米国ウォルマートは、組合を結成しようとしたカナダの店舗を閉鎖するなど、反労組色の強いことで有名。全国都市一般労組 (GMB) は、内部文書は労組を追放しようとするウォルマートの姿勢を明確に表していると激しく非難、全国ストライキの可能性も示唆した。

アズダ側は文書の存在自体を否定しなかったものの、「労組を無視する意図はなく、今後GMBと協調していく経営方針に変わりはない」と訴えた。しかし、一部の店舗ではストを起こした従業員との争議が継続しており、今後も労組潰しのイメージを払拭するのは難しいとみられている。

他のスーパー・チェーンでも反労組の動き

さらに、大手スーパーマーケット・チェーンのWmモリソンズは、流通センターの閉鎖を理由とする二五〇〇人の一時解雇についてローカル・レベルでのみ労組と協議する予定であった。これに対し、GMBと輸送一般労組 (T & G) は大規模な解雇計画を立案する際の事前協議が不十分であると主張。モリソンズ側が解雇と引き換えに賃金と労働条件の引き下げを図ったとして共同戦線をはって、交渉にあたるとしている。

(注) 大手五社・テスコ、セイvenzベリー、アズダ、セーフウェイ、マックス&スペンサー (国際研究部 淀川京子)

アメリカ① / 「勝利のための変革 (Change to Win)」が創設大会開催

二〇〇五年九月二七日、ミズーリ州セントルイス市で、「勝利のための変革 (Change to Win)」(注)が創設大会を開き、規約を採択した。結成に関わったのは大工・指物師合同友愛会 (カーペンターズ)、トラック運転手労働組合 (チームスターズ)、国際建設労働組合 (LIUNA)、縫製・繊維労組・ホテル・レストラン従業員組合 (UNITED HERE)、全米サービス従

業員労働組合 (SEIU)、全米農業労働者組合、全米食品・商業労働組合 (UFCW) の七組合である。この夏 AFL-CIO は IO を脱退した組合を主な構成組織とする新組織には現在五四〇万人が加盟している。一方、AFL-CIO の現在の組合員は約九〇〇万人である。

組合費収入の七五%を組織化に当てることを決定

新組織の規約では、組合費を組合員一人当たり一月二五セント (ちなみに AFL-CIO は六五セント) と定め、それにより見込まれる年間一六〇〇万ドルの組合費収入のうち七五%を組織化に当てることなどを決定した。その他の大会における主な決定事項は次の通り。

- ・議長にバーガー女史 (SEIU 書記長)、書記長にロムニール氏 (UNITED HERE 上級副会長) を選出。
- ・大会は二年に一度開催。
- ・次期大会までの統治機関としてリーダーシップ理事会を設置。

新組織は今後積極的に組織化に取り組みとしており、当面の組織化の対象として、ホーム・デポ、フェデラル・エクスプレス、ウォルマートの各社を挙げた。新組織は支持政党について、党派によらず、あらゆる政党及び組織を通じて組織化を推進すると発表している。

AFL-CIO のスウィニー会長は声明を発表し、労働者を巡る状況がかってないほど不利な中、新組織は労働者の分裂を促進し、労働運動を弱体化させていると批判した。

(注) 結成は二〇〇五年六月十五日に発表されていた。当時の名称は勝利のための変革連合 (Change to Win Coalition)

アメリカ② / 自動車部品最大手のデルファイ社が倒産

アメリカで自動車部品最大手のデルファイが総額二二億ドルの負債を抱え、一月八日に米国連邦破産法第一章の適用を連邦破産裁判所に申請し、経営破綻した。連邦破産法は同社破綻後の一月一七日に改正され、改正後は会社が負債を放棄することがより困難になった。デルファイ社は、一九九九年にゼネラル・モーターズ (GM) の部品部門が独立して創設。世界各地に約一六〇の部品工場があり、総従業員数は一八万五〇〇〇人である。アメリカ国内の従業員数は約五万人、うち UAW の組合員は三万四〇〇〇人。同社の売上高の約半分は GM 向けであり、GM の減産のあおりを受け、業績が低迷していた。

今年八月から同社、GM および UAW の三者で、賃下げ、医療費負担額の引き上げ等を巡る交渉が行われてきたが、交渉が難航しデルファイは自主再建を断念。結果的に倒産を回避することが出来なかった。デルファイ破綻後の退職者の年金および医療費は、同社創設の際の GM との取り決めにより、GM が負担することになっている。負担額はおよそ六〇億ドルと言われ、デルファイの倒産によって GM は多額の損害を被ることになる。

アメリカ③ / GM が医療費負担削減について全米自動車労組 (UAW) と合意

一月一七日の GM の発表によると、GM と UAW は懸案事項である組合員・退職者向けの会社側の医療費負担の削減問題で合意した (これまでの経緯については B L T 二〇〇五年八月号四二頁を参照)。削減額は年間一〇億ドルに上る見込みである。GM のワゴナー会長兼最高経営責任者 (CEO) は、UAW との合意について大きな前進だと評価している。

今回の合意は経営危機に陥っている GM の再建には追い風と言え、J P モルガン・チェニス・アンド・カンパニーのアナリストはデルファイ社の年金・医療費債務を GM が負担することで、UAW との合意の成果が一部相殺される可能性を指摘している。

海外労働事情

【参考資料】

委託調査員レポート、九月二
八日付Daily Labor Report 二
〇〇五年一月九、一〇、二〇
日付日本経済新聞
(国際研究部 吉原夕紀子)

ドイツ／新政権発足へ向 けての政策協議

連邦議会選挙でCDU/CSU(キリスト教民主・社会同盟)とSPD(社会民主党)が共に得票を減らし、それぞれ関係の深い政策パートナーの政党を加えても過半数に届かなかった事態を受け、ドイツでこの二大政党による連立政権が発足する運びとなった。両党のどちらかを核とする政権樹立は実らなかった。両党は一〇月一〇日、CDUのメルケル党首を次期首相とすることで合意し、その後は一月中旬の新政権発足を目指して政策協議を進めている。一〇日の段階で、選挙戦からCDU/CSUが主張してきた労働協約自治の原則の修正(従業員の一定の賛成を条件に労使合意がなくても統一的な労働協約と異なる労働条件の設定を可能にする)は新政権の政策には盛り込まれないことが確認されている。

初の女性首相が誕生

総選挙が行われた九月一八日以降、二大政党はFDP(自由民主党)や緑の党などとのさまざまな連立の可能性を模索しつつ、大政党同士のいわゆる「大連立」の形成を視野に入れて相互に協議を続けていた。一〇月一〇日に取り交わした合意では、首相および連邦議会議長をCDU/CSUから出すとし、これに基づいてメルケル氏のドイツ初の女性首相就任が決まった。

二大政党の議席差が少なかった(CDU/CSUが四議席多い)こと、選挙直後にシュレーダー前首相が自らの首相就任をアピールしたことなどを背景に、閣僚数(首相を含む)ではともに八ポジションを分け合った。なお、一〇月一八日には選挙後初の連邦議会が召集され、CDUのN・ラメルト氏が議長に選出された。

労働政策は前政権路線を踏襲

両党はすでに次期閣僚の名簿を発表している。一月中旬に新政権の政策協定が結ばれた後直ちに首班指名が行われ、メルケル氏は他の閣僚メンバーとともに正式に就任する予定だ。シュレーダー政権二期目に経済と労働の両部門が合体して設立さ

れた経済労働省は、新政権では経済・技術省と労働・社会省に分かれる。労働・社会相にはSPD党首のミュンテフェリング氏が副首相を兼ねて就任する予定だ。SPDはこのほか外相、財務相などの主要ポストを押さえ、前首相の退陣の代わりに発言力を維持したとする見方が多い。労働政策に関しても、シュレーダー政権の路線を大幅に見直す可能性は低い。

企業・ことの労働条件決定を

新政権発足へ向けての政策協議は、一月中旬を目途に進められる。一〇月一〇日両党合意の中では、すでに税制の見直し、家族政策の充実、研究開発投資などに言及している。労使自治システムに関しては、両党が「労働協約自治の維持を確認する」として、CDU/CSUやFDPが唱えていた法制度の修正を新政権では実施しないことを明らかにした。ただし、雇用安定のため、労使(主に産業別の労組および使用者団体)合意のもとに企業別の労働条件を決める「企業レベルの雇用のための同盟」の必要性を示し、「その仕組みの構築のために労使・パートナーとともに話し合いを進める」と述べて、柔軟な姿勢ものぞかせている。

労使は政策協議に一定の理解

このような合意の背景について、DGB(ドイツ労働総同盟)のM・ゾマー会長は、「同盟(CDU/CSU)はSPDとの協議において、明らかにその反組合法的なポジションから離脱し、庶民にのみ負担を強いる路線からも離れた」とコメントしている(南ドイツ新聞のインタビュー)。

一方、BDA(ドイツ使用者連盟)のD・フント会長は、新政権の政策協議に関する声明で直接一〇月一〇日合意の内容に触れ、「大連立政権は、BDAが提案し、あるいはCDU/C



BDAのD・フント会長



DGBのM・ゾマー会長

SPDが選挙プログラムで示したような労働協約権の広範な変更はしないとの合意に達した」と認めたうえで、とくに企業ごとの労働条件決定について、現在の制度の枠内での拡大を求めた。同氏は、産業別労働協約の中で一定の企業別労働条件決定の余地を認める「開放条項」が、金属・電機、化学、建設、食品などの産業では広まっているが、「たとえば商業や印刷業では全く前進が見られない」と指摘。さらに「成長と雇用に優先順位を置けなく、いかなる産業分野でも停滞は許されぬ」とし、現行制度の範囲内で新政権が労働条件決定の柔軟化に取り組むよう求めた。

(国際研究部・主任調査員 吉田和央)

EU／積極的労働市場政策は、低成長下でも就業率の上昇に寄与

経済成長はそれ自体、直接雇用を増加させるものではなく、就業率の上昇には雇用政策と積極的労働市場政策との適切なミックスが不可欠。欧州連合(EU)欧州委員会が一〇月一九日に発表した報告書「欧州の雇用(二〇〇五年)」は、低い経済成長率にもかかわらず、EUの就業者数が二〇〇四年には前年の二倍の〇・六%増加。欧州雇用戦略に基づく雇用政策に

より失業率は前年と同じ九%に留まったと分析する。生涯学習、技能訓練への投資、個人的なキャリア指導などの積極的労働市場政策は、人々の労働市場への復帰に寄与する。

積極的労働市場政策が奏功

報告書は、「積極的労働市場政策に投資する加盟国は、失業期間の短期化、迅速な求人への充足、より目標を絞った訓練に対する投資の拡大、市場状況により適合した給与などを生み出し、その結果、パートタイム労働や有期雇用契約などのより柔軟な雇用形態が増加している」と指摘する。

若年者に対する職業紹介、職業訓練などの積極的労働市場政策は、当該対策予算を増やし、より対象を絞って実施したオランダ、デンマーク、アイルランド、スウェーデン、ベルギーにおいて成功を取めた。

EU全体における進展の度合いは、加盟国地域間および加盟国間(特に新旧加盟国間)で異なる。例えば、スペインは、所得格差の縮小が最も進展し、逆にポーランドでは、格差が最も拡大した。欧州統計局(Eurostat)によると、二〇〇四年のEUの地域別失業率には二・四〜三二・八%もの幅があった。

失業率は緩やかに改善

一九九五〜二〇〇四年のEU

一五カ国の構造的失業率をみると、イギリス(三%)、ギリシャ・スペイン・フランス・イタリア・フィンランド(二%)で顕著に低下し、全体の失業率の緩やかな低下に貢献した。

一九九七〜二〇〇四年に、新規加盟国の構造的失業率は五・五%上昇。特にリトアニア、ポーランド、スロヴァキアにおいては八・五%上昇した。他方、スペイン、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、ハンガリー、フィンランドでは、長期失業率が二%以上低下した。

二〇〇四年のEUの非労働力人口は九二〇〇万人で、失業者は一九〇〇万人であった。報告書によると、非労働力人口九二〇〇万人のうち、少なくとも一四%(一三〇〇万人)が就職を希望していたという。

EU平均の一五〜六四歳の非労働率は三〇%であり、これらの人々は、働かなくても失業者登録もしていない。彼らは、教育訓練、家事、障害のため、または仕事をさがしていないために労働市場の枠外に置かれている。また、非労働力率が高い地域では単純に仕事が少ないために、多くの人々が職に就くことができない事情もある。

欧州では一九七〇年以降、全体として所得格差が拡大する兆候はない。ただし国ごとに差異があり、イギリス、ポーランド、デンマークなどでは、一九

九〇年代に所得格差が拡大し、フランスなどでは縮小した。所得格差と労働市場や経済実績との間には、明確な関係が認められない。例えば、所得格差が最も低いスカンジナビア諸国は、良好な経済と労働市場の実績を示している。

二〇〇四年のEU二五カ国平均の就業率は、全体六三・三%(対前年比〇・四%上昇)、女性五五・七%(同〇・七%上昇)、高齢者(五五〜六四歳)四一・〇%(同〇・八%上昇)となったが、リスボン戦略の二〇〇五年の就業率目標である全体六七%、女性五七%、高齢者五〇%には達していない。なお、若年者の失業率は、全体の失業率の約二倍となっている。

【出所】欧州委員会HP
(国際研究部 大島秀之)

インドネシア/津波後の生活・雇用の復興の取り組み

昨年十二月二六日にアジアを襲った大規模な地震と津波は、インドネシアにも甚大な被害を与えた。国内の死者一万人、行方不明者一万二〇〇〇人、住居を失った者七〇万人に上る(二〇〇五年一月一日現在)。ニアス島と南ラバンでも最も大きな被害を受けたアチェ州では、六〇万人が生計の途を失い、被災地の失業率は災害発生前の六八

%から三〇%超へと跳ね上がった。被災後一〇カ月が経過したいまも、多くの人々が仮設住居などに暮らしている。

雇用と職業訓練の支援

被災地の雇用と生活再建のために、様々な国連機関からなるカントリー・チームが支援活動を続けている。その一員であるILOは、支援の柱の一つとして労働市場の回復を支援するための職業訓練の提供や、緊急職業紹介所の設置を行っている。今年三月時点でのレポート(注1)によれば、アチェ州のバンダアチエ市などでは「エスベナード」と名付けられた緊急公共職業紹介所がサービスを開始した。二月七日の開所以来、一カ月余りの間に九〇〇〇人が登録し、四〇〇人が臨時・有期雇用のあっせんを受けた。ここでは登録の過程で就職のために技術・技能が必要と判断された場合は、適切な職業訓練を提供する。

また登録者のデータベースを導入して雇用主が利用できるようにし、その過程で必要な技術の不足を把握した場合にも訓練を行うとしている。すでに提供されている訓練は、建設技能や監督者向けの残骸除去作業の研修、一五〜一七歳の年少者を対象とした家具製造、裁縫、刺繍、基礎的なコンピュータ技能等のワークショップなどである。そのほか起業支援プログラムもあ

り、青年層、女性起業家、労働組合員などが参加している。

復興活動の遅れ

ILOのような国連機関のほか、外国政府やNGOも援助活動を展開している。しかし最近の報道(注2)からは、様々な障害があることが伺われる。例えば、一〇月にアチェを訪れた国連の緊急援助調整官イゲランド氏は復興活動の遅れを指摘し、その要因として道路、港などのインフラの未整備、アチェの地の利の悪さに加え、援助機関間の相互協力が不足していることをあげた。

一方、被災地の復旧・再建機関(BRR)の担当者によれば、復興活動の遅れは技術的・管理的な問題も一因である。例えば、外国政府や機関からの援助資金を利用するにはドナーや政府からプロジェクトの承認を得る必要があるが、それには時間がかかるという。BRRは資金の利用手続きを簡略化するために、特別の基金(アチェ・ニアス復興信託基金)を設置するとしている。

(注1) ILO駐日事務所「ワールド・オブ・ワーク」(二〇〇五年第一号)の記事より。
(注2) The Jakarta Post 一〇月一七日、二九日付け記事など

(国際研究部・主任調査員 横田裕子)